

第 64 号議案

豊後大野市公民館条例の一部改正について

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

緒方公民館の新築及び朝地公民館の改修並びに千歳公民館の移転に伴い、公民館使用料を改正する必要があること、また、豊後大野市公民館の運営及び管理に関して指定管理者制度の導入を行うことによる条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例

豊後大野市公民館条例（平成17年豊後大野市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「豊後大野市緒方町下自在257番地1」を「豊後大野市緒方町馬場41番地1」に、「豊後大野市千歳町新殿785番地3」を「豊後大野市千歳町新殿706番地1」に改める。

第6条に後段として次のように加える。

許可された事項を変更する場合も同様とする。

第11条第3号を次のように改める。

(3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

第11条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

第13条、第14条及び第15条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条を第20条とし、第15条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館の利用の許可に関する業務
- (2) 法第22条に規定する事業の実施に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理運営上必要と認める業務

（利用料金の收受等）

第18条 指定管理者が管理する公民館の利用料金は、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 利用者は、その利用に係る利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（準用規定）

第19条 第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第14条及び第15条第2項の規定は、第16条の規定により指定管理者が公民館の管理を行う場合について準用する。この場合において、第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第14条及び第15条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第13条及び第14条中「使用料」と

あるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表(2)の表中 「

音楽室
調理室
視聴覚室
会議室

」 を 「

調理室
視聴覚室
会議室
音楽室

」 に改める。

別表(3)の表中

「

調理室	午前8時30分から正午まで	550円	330円
談話室	正午から午後5時まで	550円	330円
研修室	午後5時から午後10時まで	660円	330円
2階和室	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円
第1会議室			
第2会議室			

」 を

「

音楽室	午前8時30分から正午まで	770円	440円
調理室	正午から午後5時まで	770円	440円
	午後5時から午後10時まで	880円	440円
	午前8時30分から午後10時まで	2,420円	1,320円
視聴覚室	午前8時30分から正午まで	550円	330円
会議室	正午から午後5時まで	550円	330円
和室	午後5時から午後10時まで	660円	330円
	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円

」 に

改める。

別表 (4) の表中

研修室(大)	午前8時30分から正午まで	550円	330円	を
研修室(小)	正午から午後5時まで	550円	330円	
視聴覚室	午後5時から午後10時まで	660円	330円	
調理室	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円	
和室(大)				
和室(小)				
茶室				

調理室	午前8時30分から正午まで	770円	440円	に
	正午から午後5時まで	770円	440円	
	午後5時から午後10時まで	880円	440円	
	午前8時30分から午後10時まで	2,420円	1,320円	
研修室(大)	午前8時30分から正午まで	550円	330円	
視聴覚室	正午から午後5時まで	550円	330円	
和室(大)	午後5時から午後10時まで	660円	330円	
	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円	
研修室(小)	午前8時30分から正午まで	440円	220円	
和室(小)	正午から午後5時まで	440円	220円	
茶室	午後5時から午後10時まで	550円	220円	
	午前8時30分から午後10時まで	1,430円	660円	

改める。

別表 (6) の表中

老人幼児室	午前8時30分から正午まで	550円	330円	を
調理室	正午から午後5時まで	550円	330円	
第1会議室	午後5時から午後10時まで	660円	330円	
第2会議室	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円	
第3会議室				
研修室(大)				
研修室(小)				

調理室	午前8時30分から正午まで	770円	440円	に
	正午から午後5時まで	770円	440円	
	午後5時から午後10時まで	880円	440円	
	午前8時30分から午後10時まで	2,420円	1,320円	
視聴覚室	午前8時30分から正午まで	550円	330円	
	正午から午後5時まで	550円	330円	
	午後5時から午後10時まで	660円	330円	
	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円	
会議室3				
会議室4				
音楽室				
和室1				
会議室1	午前8時30分から正午まで	440円	220円	
	正午から午後5時まで	440円	220円	
	午後5時から午後10時まで	550円	220円	
	午前8時30分から午後10時まで	1,430円	660円	
会議室2				
和室2				

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第11条に2号を加える改正規定、第13条の改正規定、第14条の改正規定、第15条第2項の改正規定及び第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条を第20条とし、第15条の次に4条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の別表(2)から別表(4)まで及び別表(6)の規定は、別表の改正規定の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。